

復 興 整 備 計 画
（第 2 1 回 変 更 ）

山 田 町・岩 手 県

令和3年3月26日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
山田町の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
① 既存市街地・集落を基本にしたコンパクトなまちづくり ② 豊かな自然と調和・共生する美しいまちづくり ③ 水産業、農林業、商工業、観光業等の多様な産業が展開する活力あるまちづくり
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 ① 概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波を防ぐ防潮堤を海岸沿いに設置する ② 被災していない区域は極力改変しない方向で土地利用を再編する ③ 住宅地は津波による被災の危険性の低い区域に配置することとし、最大クラスの津波（東日本大震災津波）で防潮堤を越水する居住地については地盤嵩上げにより対応する ④ 十分な避難対策を講じることを前提として利便性の高い区域に産業地を配置し、活力の創出を先導する拠点を形成する ⑤ 美しい海や水産資源を活かした観光レクリエーション空間を充実させる ⑥ 住民の交流の場となり、防災機能を有する公園緑地を配置する ⑦ 農地は農地として復旧するとともに、今後農地所有者の意向を考慮しながら、市街地整備や住宅団地整備との整合を図りながら事業を検討する ⑧ 地震による地盤沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用状況が大きく変化したこと等に伴い利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する ⑨ 土地利用や防災施設の配置と整合を図り、平常時や災害時にネットワーク機能を効果的に発揮する交通体系を整備する (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ・居住地（既存集落等）：被災を免れた既存集落は極力現在の配置を維持する ・居住地（嵩上げ住宅地）：市街地開発事業（(1)-A、(1)-B、(1)-C）等により被災した区域の一部を主に盛土造成により嵩上げするとともに、道路事業（(6)-F、(6)-I）、上下水道事業（(6)-J、(6)-L、(6)-M）、河川改修事業（(6)-N）等を合わせて実施し、新たな住宅地として配置する（主に盛土造成による整備） ・居住地（高台住宅地）：集団移転促進事業（(4)-A、(4)-B、(4)-C）、漁業集落防災機能強化事業（(13)-A）、災害公営住宅整備事業（(13)-D）、上水道事業（(6)-K）等により既存市街地や既存集落との関係に配慮し、丘陵部で切り土造成を行うことにより新たな住宅地を確保するとともに、道路事業（(6)-A、(6)-C、(6)-D、(6)-E、(6)-G、(6)-H、(6)-P）により分散する集団移転団地を連結し防災面での機能強化を図る ・拠点整備地（地区公共施設等）：津波復興拠点整備事業（(6)-B）により、陸中山田駅及びその周辺に災害時の活動拠点として機能する公共防災拠点を整備するとともに、商店、飲食店等の施設を誘導して賑わいのある空間を形成し、中心市街地拠点として整備する ・漁港及び漁業関連施設：原則として現在の配置を活かして漁港及び関連施設を復旧するとともに、海岸災害復旧事業（(13)-B、(13)-E）により防潮堤の復旧・機能強化、および避難路整備（(13)-C）による施設利用者の安全性の確保を図る ・産業地：国道45号沿いを産業軸として位置づけ、市街地開発事業（(1)-D）等により産業用地を整備するとともに、国道45号の再配置（(6)-O）や地盤嵩上げ等を合わせて実施し、沿道型商業・サービス施設、水産加工施設、流通施設などを誘導する ：漁港、インターチェンジ等との関係に配慮し、産業拠点（水産加工、流通等）の整備を検討する

：オランダ島等の観光資源との関係に配慮し、海に近い幹線道路沿いに観光施設（拠点）を配置する ・公園緑地：三陸縦貫自動車道沿いの安全な高台に防災拠点を整備する ：浦の浜周辺を観光レジャー拠点として位置づけ、公園、海水浴場、キャンプ場等の再生や新たな観光施設の整備を検討する ：都市公園事業（(6)-R）により、田の浜地区への浸水被害の軽減を図る津波防災緑地を整備する ・農地：大沢地区、織笠地区、大浦・小谷島地区等の既存農地の再生を図るとともに、河川沿いや海岸付近などの低地部（移転元）に新たな農地の配置を検討する ・幹線道路：地域間交流の促進や防災機能の強化を図り、三陸縦貫自動車道やインターチェンジアクセス道路を整備（(6)-Q）する		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)-A	事業の名称：都市再生区画整理事業（山田地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～令和元年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-B	事業の名称：都市再生区画整理事業（織笠地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-C	事業の名称：都市再生区画整理事業（大沢地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：土地区画整理事業
	(1)-D	事業の名称：都市再生区画整理事業（山田国道45号周辺地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～令和元年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業	(4)-A	事業の名称：集団移転促進事業（織笠地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 23 年度～30 年度
	(4)-B	事業の名称：集団移転促進事業（船越・田の浜地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～令和元年度
	(4)-C	事業の名称：集団移転促進事業（山田地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～令和 2 年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	(6)-A	事業の名称：田の浜地区道路事業 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～29 年度 種類：道路事業
	(6)-B	事業の名称：津波復興拠点整備事業（山田地区） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～29 年度 種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
	(6)-C	事業の名称：山田・織笠地区道路事業（細浦柳沢線） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～30 年度 種類：道路事業
	(6)-D	事業の名称：山田地区道路事業③ 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～30 年度 種類：道路事業
	(6)-E	事業の名称：まちづくり連携道路整備事業（主要地方道重茂半島線） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成 2 4 年度～令和元年度 種類：道路事業
	(6)-F	事業の名称：山田地区道路事業（区画整理） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 4 年度～3 0 年度 種類：道路事業
	(6)-G	事業の名称：大沢地区道路事業①② 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 4 年度～3 0 年度 種類：道路事業
	(6)-H	事業の名称：織笠地区道路事業①②③④ 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 4 年度～3 0 年度 種類：道路事業
	(6)-I	事業の名称：織笠地区道路事業（区画整理） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 4 年度～2 8 年度 種類：道路事業
	(6)-J	事業の名称：下水道事業（管路布設及び布設替）山田地区・織笠地区 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 5 年度～令和元年度 種類：下水道事業
	(6)-K	事業の名称：上水道事業（管路布設及び布設替）大沢地区 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 5 年度～2 8 年度 種類：上水道事業
	(6)-L	事業の名称：上水道事業（管路布設及び布設替）山田地区 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 2 5 年度～3 0 年度

		種類：上水道事業
	(6)-M	事業の名称：上水道事業（管路布設及び布設替）織笠地区 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～28年度 種類：上水道事業
	(6)-N	事業の名称：準用河川西川改修事業 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～27年度 種類：河川事業
	(6)-O	事業の名称：国道45号 岩手45号復興（山田地区） 事業主体：国土交通省 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～28年度 種類：道路事業
	(6)-P	事業の名称：大浦地区道路事業（大浦南線） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～27年度 種類：道路事業
	(6)-Q	事業の名称：県道宮古山田線改築工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～30年度 種類：道路事業
	(6)-R	事業の名称：田の浜地区津波防災緑地整備事業 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～30年度 種類：都市公園事業 津波被害を軽減する機能： 1) 津波を減衰し、浸水被害範囲の軽減、避難時間の確保等に資する機能 2) 漂流物を捕捉し、衝突による被害の軽減、人命の救助等に資する機能

(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	(13)-A	事業の名称：漁業集落防災機能強化事業（大沢地区） 実施主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	(13)-B	事業の名称：織笠漁港海岸災害復旧事業（織笠漁港海岸防潮堤） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～令和元年度
	(13)-C	事業の名称：小谷島地区道路事業（避難路） 事業主体：山田町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～26年度
	(13)-D	事業の名称：災害公営住宅整備事業（山田南団地） 事業主体：岩手県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～30年度
	(13)-E	事業の名称：船越南地区海岸改修工事並びに船越漁港海岸船越地区海岸改修工事 事業主体：岩手県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～令和3年度 令和2年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から令和3年度まで 令和2年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	(4)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (0.59)	7 (7.11)	
			地域森林計画区域	変更	0.59	7.11	
2	集団移転促進事業	(4)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	6 (6.26)	19 (18.98)	
			地域森林計画区域	変更	6.26	18.98	
3	都市施設の整備に関する事業	(6)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	3 (2.74)	13 (13.18)	
			地域森林計画区域	変更	2.74	13.18	
4	集団移転促進事業	(4)-C	土地利用基本計画の森林地域	変更	13 (12.75)	19 (19.25)	
			地域森林計画区域	変更	12.75	19.25	
5	都市施設の整備に関する事業	(6)-B	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (1.13)	4 (4.38)	
			地域森林計画区域	変更	1.13	4.38	
6	都市施設の整備に関する事業	(6)-C	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (0.64)	5 (4.65)	
			地域森林計画区域	変更	0.64	4.65	
7	都市施設の整備に関する事業	(6)-D	土地利用基本計画の森林地域	変更	1 (1.45)	3 (2.72)	
			地域森林計画区域	変更	1.45	2.72	
8	都市施設の整備に関する事業	(6)-E	土地利用基本計画の森林地域	変更	0 (0.26)	7 (7.35)	
			地域森林計画区域	変更	0.26	7.35	
			保安林	解除		0.6203	
9	その他施設の整備に関する事業	(13)-A	土地利用基本計画の森林地域	変更	2 (2.08)	5 (5.42)	
			地域森林計画区域	変更	2.08	5.42	
10	その他施設の整備に関する事業	(13)-B	保安林	解除		0.0508	
11	その他施設の整備に関する事業	(13)-C	保安林	解除		0.0061	
12	都市施設の整備に関する事業	(6)-P	地域森林計画区域	変更		1.33	
			保安林	解除		0.0261	
13	その他施設の整備に関する事業	(13)-D	地域森林計画区域	変更	0.62	0.62	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （4ha超）	都市計画法			農地法 （4ha以下）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
							○ ⑦工区 ○ ⑥－2工区 ○ ②工区・ ⑥－2工区 ○ ⑥－1工区						

- （注）1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（4ha超）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。